

一般社団法人 産業応用工学会 表彰規程

最終変更：平成 30 年 9 月 4 日

第 1 条 一般社団法人産業応用工学会定款第 4 条 3 号により、産業応用工学に関する学術及び技術に関して優秀なる者に対し、次の論文誌、国際会議および全国大会において賞を設け、賞状を授与する。

- (1) 産業応用工学会論文誌
- (2) Journal of the Institute of Industrial Applications Engineers
- (3) International Conference on Industrial Application Engineering
- (4) International Conference on Intelligent Systems and Image Processing
- (5) 産業応用工学会全国大会

第 2 条 産業応用工学会論文誌では、論文賞を設け、表彰年の前年の産業応用工学会論文誌に発表された優秀な論文の著者に贈る。

- 2 受賞者の決定は理事会で行う。

第 3 条 Journal of the Institute of Industrial Applications Engineers では、Best Paper Award を設け、表彰年の前年の Journal of the Institute of Industrial Applications Engineers に発表された優秀な論文の著者に贈る。

- 2 受賞者の決定は理事会で行う。

第 4 条 International Conference on Industrial Application Engineering および International Conference on Intelligent Systems and Image Processing では、Best Paper Award、Best Presentation Award、Best Poster Award、Best Student Paper Award を設け、会議毎に著者に贈る。

2 Best Paper Award は優秀な論文を発表した著者を対象とし、受賞者の決定は実行委員会で行う。

3 Best Presentation Award は優秀なプレゼンテーションを行った著者を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

4 Best Poster Award は、優秀なポスター発表を行った著者を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

5 Best Student Paper Award は優秀な論文を発表した学生を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

第 5 条 産業応用工学会全国大会では、産業応用工学会賞、優秀論文発表賞、学生賞を

設け、会議毎に著者に贈る。

2 産業応用工学会賞は優秀な論文を発表した著者を対象とし、受賞者の決定は実行委員会で行う。

3 優秀論文発表賞は優秀なプレゼンテーションを行った著者を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

4 優秀ポスター発表賞は、優秀なポスター発表を行った著者を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

5 学生賞は優秀な論文を発表した学生を対象とし、実行委員会で任命された審査員が受賞者を決定する。

第6条 受賞者はホームページで発表する。

第7条 表彰すべき適当な候補者のない時、その年は表彰を行わない。